

2019年10月1日から

## 3歳から就学前までの障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障がい児を支援するため、下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

### 無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・医療型障害児入所施設

※放課後等デイサービスは無償化の対象外。

※利用者負担以外の費用（医療費や、おやつ代・食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

### 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

**「満3歳になって初めての4月1日から3年間」**です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が <b>2013年(平成25年)4月2日～ 2016年(平成28年)4月1日</b> までの障がいのある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が <b>2014年(平成26年)4月2日～ 2017年(平成29年)4月1日</b> までの障がいのある子ども

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※ 通所受給者証への記載は、令和元年10月1日以降に更新・変更等の際に順次行います。

**無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。**

ご利用の障がい児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：泉大津市健康福祉部障がい福祉課

TEL: 0725-33-1131

①手続きは必要ですか。

- ・無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。なお、通所受給者証の記載は更新や変更等の際に順次行います。記載の有無に関わらず無償化対象児童であれば適用されます。あらかじめご了承ください。

②無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようにになりますか。

- ・3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。

(例1)平成28年(2016年)9月30日生まれの場合

令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで。

(例2)平成29年(2017年)4月2日生まれの場合

令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで。

③無償化の対象外となる費用はありますか。

- ・食事提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については無償化の対象外です。  
また、医療型児童発達支援センター等で提供される治療に係る費用も、無償化の対象外です。

④就学前の障がい児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。

- ・保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

⑤無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。

- ・利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定することとなります。